

意見書案 第 5 号
令和 5 年 3 月 22 日

長岡京市議会議長

三木常照様

発議者 住田初恵
富田達也
川口良江
小谷宗太郎
広垣栄治
小原明大
二階堂恵子
中村歩

意見書の提出について

保育士の配置基準の見直しを求める意見書（案）
を議会の議決をもって、それぞれあて先に提出されたく提案します。

(意見書案 第 5 号)

保育士の配置基準の見直しを求める意見書（案）

急速な少子化が進むなか、安心して子どもを生み育てることができる社会を実現するためには、子どもの健やかな成長を支える質の高い保育サービスの提供と保育の担い手の確保が重要です。

これまで乳幼児は、大人に教えてもらわないとわからない存在とみられ、多くの保育所で、保育士が主導して協調性を身につける集団の保育が行われてきました。

しかし今、子どもは自ら育つ存在とみなされ、子どもが興味を持って遊んでいる時に豊かな学び・育ちがあると考えられるようになり、2018年に施行された「保育所保育指針」に「子ども主体の保育」が明記され、保育方針の転換がされました。

どんな遊びをしたいのか決めるのはあくまで子どもたち自身、保育士は子どもの意思を尊重し、見守り、サポートして遊びが深まるよう工夫しますが、子どもたちそれぞれでやりたいことは違い、思いも違うためそれを実現しようとすると70年も前に決めた配置基準では人が足りません。国の配置基準では保育士一人が受け持つ子どもの人数は、0歳児3人、1, 2歳児は6人、3歳児は20人、4, 5歳児は30人となっています。それぞれやりたいことが違う子どもたちに主体性のある遊びが保障できる保育士の数ではありません。どうしても保育士の見える範囲、目の届く範囲に置いておかなければ危険が生じるため「行っちゃだめ」「待っててね」が増え、保育士の多くはこれが子ども主体の保育なのかと悩んでいます。

また災害時に国の配置基準の保育士で子どもたちを避難させることは困難で、子どもの命さえ守れなくなると考えます。

コロナ禍以降、通常業務に加えて、新型コロナウイルス感染症予防のための業務も常態化し、保育士の労働環境は過重で、精神的、肉体的負担も大きく、早期離職や保育士資格を有しながら保育士としての就職を希望しない者も多く、保育士の確保と定着は喫緊の課題となっています。

よって国においては、必要な財源を確保し、下記の事項について実現されるよう強く要望します。

記

1. 子どものための保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を図ること。
2. 公定価格を引き上げ、保育士等の処遇改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年3月22日

京都府長岡京市議会

宛先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
文部科学大臣
内閣府特命担当大臣（少子化対策）